二　当該譲渡資産の所在地が熊谷市等の区域内である場合（当該買換資産又は取得をする見込みである資産の所在地が集中地域（熊谷市等の区域を除く。次号において同じ。）内である場合に限る。）　前号イに掲げる書類

三　当該買換資産の所在地が熊谷市等の区域内である場合（第一号に掲げる場合及び当該譲渡資産の所在地が集中地域内である場合を除く。）　同号ロに掲げる書類

第十八条の五第七項中「第三十七条第八項」を「第三十七条第九項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7　法第三十七条第八項に規定する所轄税務署長の承認を受けようとする個人は、同項に規定する取得指定期間の末日の属する年の翌年三月十五日（同日が法第三十七条の二第二項に規定する提出期限後である場合には、当該提出期限）までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、法第三十七条第八項の特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換資産の取得をすることが困難であると認められる事情を証する書類を添付して、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該書類を添付することを要しない。

一　申請者の氏名及び住所

二　法第三十七条第八項の特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情の詳細

三　取得をする予定の買換資産の取得予定年月日及び施行令第二十五条第二十三項の認定を受けようとする年月日

四　その他参考となるべき事項

8　前項に規定する個人が同項の税務署長の承認を受けた場合には、施行令第二十五条第二十三項に規定する税務署長が認定した日は当該承認において税務署長が認定した日とする。

第十八条の六第二項中「以下この項」の下に「及び次項」を加え、「同項に規定する取得をする予定の同項に規定する買換資産についての取得予定年月日、当該買換資産の取得価額の見積額及び当該買換資産が同項」を「取得（同項に規定する取得をいう。以下この項及び次項において同じ。）をする予定の買換資産（同条第一項に規定する買換資産をいう。以下この項及び次項において同じ。）の取得予定年月日、その取得価額の見積額及びその買換資産が同条第一項」に、「当該買換資産が」を「、その買換資産が」に改め、同項第一号イ中「第四項」を「第六項」に改め、「（同条第一項に規定する買換資産をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同条第四項中「第二十五条の四第十七項」を「第二十五条の四第十八項」に、「同条第十九項」を「同条第二十項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第二十五条の四第十六項」を「第二十五条の四第十七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　法第三十七条の五第二項において準用する法第三十七条第八項に規定する所轄税務署長の承認を受けようとする個人は、同項に規定する取得指定期間の末日の属する年の翌年三月十五日（同日が法第三十七条の五第二項において準用する法第三十七条の二第二項に規定する提出期限後である場合には、当該提出期限）までに、法第三十七条第八項の承認を受けようとする旨、同項の特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換資産の取得をすることが困難であると認められる事情の詳細、取得をする予定の買換資産の取得予定年月日及びその取得価額の見積額、当該所轄税務署長の認定を受けようとする年月日、その買換資産が法第三十七条の五第一項の表の各号の下欄のいずれに該当するかの別（同表の第一号の下欄に該当する場合にあつては、その買換資産が同欄に規定する中高層耐火建築物又は中高層の耐火建築物のいずれに該当するかの別）その他の明細を記載した申請書に、当該非常災害に基因するやむを得ない事情により買換資産の取得をすることが困難であると認められる事情を証する書類を添付して、当該所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該書類を添付することを要しない。

4　前項に規定する個人が同項の所轄税務署長の承認を受けた場合には、施行令第二十五条の四第十項に規定する所轄税務署長が認定した日とする。

第十八条の十一第十項第三号中「分割の日」の下に「とし、同項第十九号の二の株式等にあつては同号に規定する株式分配の日」を加え、同条第十七項第三号中「第三十七条の十四第五項第二号」を「第三十七条の十四第五項第三号」に、「に係る」を「又は累積投資勘定（同項第五号に規定する累積投資勘定をいう。次号において同じ。）に係る」に改め、同項第四号中「非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加える。

第十八条の十二の二第一項第一号中「いう。」の下に「以下この号及び」を、「個人番号を有しない者」の下に「又は施行令第二十五条の十の四第一項に規定する特定信用取引等勘定の設定若しくは廃止に係る特定口座異動届出書を提出する者」を加え、「。第十八条の十三の五において同じ。」を削る。

第十八条の十三の五第一項中「次項に」を「次項各号に」に改め、同条第二項第一号イ中「個人番号」の下に「（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び住所）」を加え、同条第六項中「併せて特定口座年間取引報告書」の下に「又は当該特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を記録した所得税法施行令第二百六十二条第二項に規定する電子証明書等に係る同条第一項に規定する電磁的記録印刷書面（次項及び第十二項第二号並びに第十八条の十四の二第二項第二号において「報告書印刷書面」という。）」を加え、「特定口座年間取引報告書及びこれらの特定口座年間取引報告書の」を「これらの書類及びその」に、「特定口座年間取引報告書に」を「これらの書類に」に改め、同条第七項及び第十二項第二号中「特定口座年間取引報告書」の下に「又は報告書印刷書面」を加える。

第十八条の十四の二第二項第二号中「又は」を「若しくは報告書印刷書面又は」に改める。

第十八条の十五第四項第一号中「（平成十一年通商産業省令第七十四号）」を削る。

第十八条の十五の三第二項第一号中「非課税口座開設届出書をいう。以下この条において同じ。）の五まで」を「非課税口座開設届出書をいう。以下この条から第十八条の十五の五まで」に、「提出をいう。以下この条において同じ。）」を「提出をいう。以下この条から第十八条の十五の五まで、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九」を「提出をいう。次号及び第四号」に、「第八項各号」を「第十一項各号」に、「第十一項第二号」を「第十四項第二号」に改め、同項第二号中「第二十五条の十三第十三項」を「第二十五条の十三第二十項」に改め、同項第三号中「第三十七条の十四第五項第一号」を「同項第一号」に、「同条第五項第三号」を「第三十七条の十四第五項第二号」に改め、同項第四号中「及び数」の下に「若しくは持分の割合」を加え、同条第二十九項中「第二十五条の十三第二十五項に規定する財務省令」を「第二十五条の十三第二十二項に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第二十五条の十三第二十五項」を「第二十五条の十三第二十二項」に改め、同項第三号中「第二十五条の十三第二十一項」を「第二十五条の十三第二十項」に改め、同条第二十七項中「第二十五条の十三第二十一項又は第二十四項」を「同条第二十九項又は第三十一項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十七項中「第二十五条の十三第二十一項」を「第二十五条の十三第二十八項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十六項第二号中「第六項第二号イ」を「第九項第二号イ」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十五項第二号中「第六項第三号イ」を「第九項第三号イ」に、「非課税管理勘定廃止通知書」を「勘定廃止通知書」に改め、同号ロ中「第六項第三号ロ」を「第九項第三号ロ」に、「非課税管理勘定廃止通知書」を「勘定廃止通知書」に改め、同項第三号中「第十項第三号」に改め、同項第六号及び第七号中「非課税管理勘定」を「勘定」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十四項第二号中「非課税管理勘定廃止通知書」を「勘定廃止通知書」に、「第六項第二号イ」を「第九項第二号イ」に改め、同項第六号中「非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加え、同項を同条第二十七項とし、同条第二十三項第四号中「非課税管理勘定」を「勘定」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十二項第二号中「非課税管理勘定廃止通知書」を「勘定廃止通知書」に、「第六項第二号イ」を「第九項第二号イ」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十一項第三号及び第五号中「非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加え、同条第二十一項第三号及び第五号中「非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加え、同項を同条第二十四項とし、同条第二十項第二号中「第六項第二号イ」を「第九項第二号イ」に改め、同項第六号中「に非課税管理勘定」の下に「若しくは累積投資勘定」を加え、同項を同条第二十三項とし、同条第十九項を同条第二十二項とし、同条第十八項の十二の二第一項第一号中「いう。」の下に「以下この号及び」を、「個人番号を有しない者」の下に「又は施行令第二十五条の十の四第一項に規定する特定信用取引等勘定の設定若しくは廃止に係る特定口座異動届出書を提出する者」を加え、「。第十八条の十三の五において同じ。」を削る。

第十八条の十三の五第一項中「次項に」を「次項各号に」に改め、同条第二項第一号イ中「個人番号」の下に「（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び住所）」を加え、同条第六項中「併せて特定口座年間取引報告書」の下に「又は当該特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を記録した所得税法施行令第二百六十二条第二項に規定する電子証明書等に係る同条第一項に規定する電磁的記録印刷書面（次項及び第十二項第二号並びに第十八条の十四の二第二項第二号において「報告書印刷書面」という。）」を加え、「特定口座年間取引報告書及びこれらの特定口座年間取引報告書の」を「これらの書類及びその」に、「特定口座年間取引報告書に」を「これらの書類に」に改め、同条第七項及び第十二項第二号中「特定口座年間取引報告書」の下に「又は報告書印刷書面」を加える。

第十八条の十四の二第二項第二号中「又は」を「若しくは報告書印刷書面又は」に改める。

第十八条の十五第四項第一号中「（平成十一年通商産業省令第七十四号）」を削る。

第十八条の十五の三第二項第一号中「非課税口座開設届出書をいう。以下この条において同じ。）の五まで」を「非課税口座開設届出書をいう。以下この条から第十八条の十五の五まで」に、「提出をいう。以下この条において同じ。）」を「提出をいう。以下この条から第十八条の十五の五まで、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九」を「提出をいう。次号及び第四号」に、「第八項各号」を「第十一項各号」に、「第十一項第二号」を「第十四項第二号」に改め、同項第二号中「第二十五条の十三第十三項」を「第二十五条の十三第二十項」に改め、同項第三号中「第三十七条の十四第五項第一号」を「同項第一号」に、「同条第五項第三号」を「第三十七条の十四第五項第二号」に改め、同項第四号中「及び数」の下に「若しくは持分の割合」を加え、同条第二十九項中「第二十五条の十三第二十五項に規定する財務省令」を「第二十五条の十三第二十二項に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第二十五条の十三第二十五項」を「第二十五条の十三第二十二項」に改め、同項第三号中「第二十五条の十三第二十一項」を「第二十五条の十三第二十項」に改め、同条第二十七項中「第二十五条の十三第二十一項又は第二十四項」を「同条第二十九項又は第三十一項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十七項中「第二十五条の十三第二十一項」を「第二十五条の十三第二十八項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十六項第二号中「第六項第二号イ」を「第九項第二号イ」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十五項第二号中「第六項第三号イ」を「第九項第三号イ」に、「非課税管理勘定廃止通知書」を「勘定廃止通知書」に改め、同号ロ中「第六項第三号ロ」を「第九項第三号ロ」に、「非課税管理勘定廃止通知書」を「勘定廃止通知書」に改め、同項第三号中「第十項第三号」に改め、同項第六号及び第七号中「非課税管理勘定」を「勘定」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十四項第二号中「非課税管理勘定廃止通知書」を「勘定廃止通知書」に、「第六項第二号イ」を「第九項第二号イ」に改め、同項第六号中「非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加え、同項を同条第二十七項とし、同条第二十三項第四号中「非課税管理勘定」を「勘定」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十二項第二号中「非課税管理勘定廃止通知書」を「勘定廃止通知書」に、「第六項第二号イ」を「第九項第二号イ」に改め、同項第五号中「非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加え、同項第六号中「非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加え、同条第二十一項第三号及び第五号中「非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加え、同項を同条第二十四項とし、同条第二十項第二号中「第六項第二号イ」を「第九項第二号イ」に改め、同項第六号中「に非課税管理勘定」の下に「若しくは累積投資勘定」を加え、同項を同条第二十三項とし、同条第十九項を同条第二十二項とし、同条第十八項